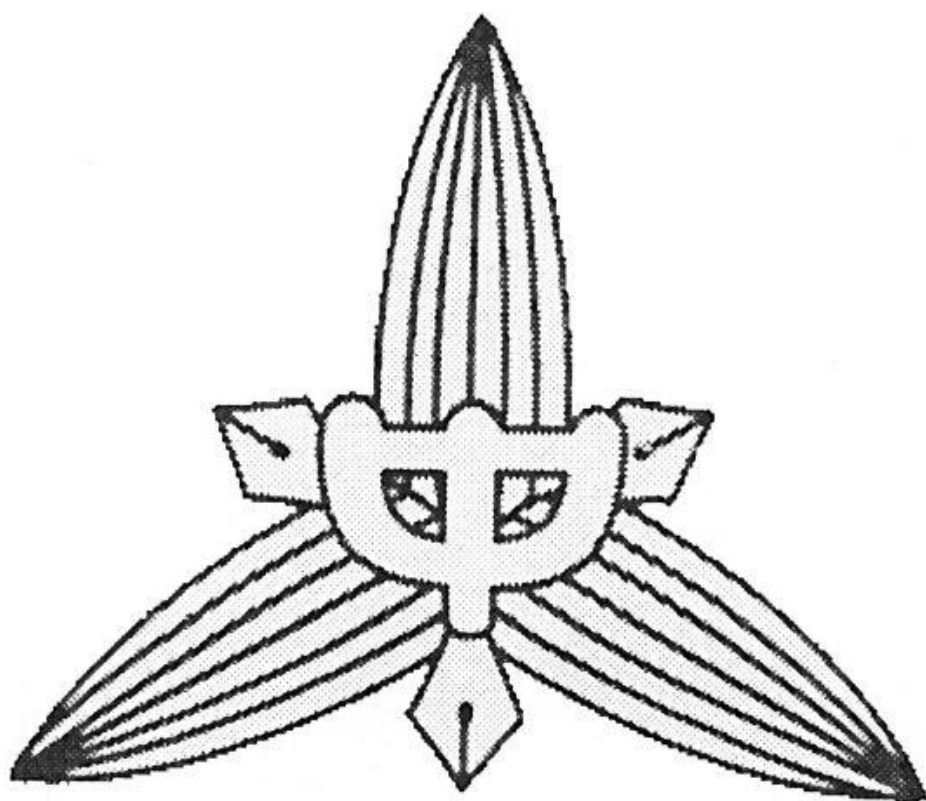


令和 7 年度 植竹中学校部活動に係る活動方針



令和 7 年 4 月

1 はじめに

植竹中学校の部活動は、国の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及びさいたま市部活動の在り方に関する方針を受け、楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動として、植竹中学校の学校教育目標『「ひと」とともに生きる生徒 確かな考え 深い思いやり 高い意欲』の育成に向けて、活動方針を以下に定める。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間の活動計画の策定等

- ア 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加等）を作成し、校長に提出する。
- イ 校長は、活動方針及び上記アの活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるようにする。
- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 部活動の適切な休養日の設定について

(1) 休養日の設定や活動時間は、以下を基準とする。

- ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- イ 中学校総合体育大会、新人体育大会・公的コンクール等の1か月前からは、生徒の健康管理も考慮した上で、週1回の休みとしてもよい。
- ウ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は、休養期間とする。
- エ 1日の活動時間は平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。（競技団体主催大会や練習試合等で、この時間を超える場合は、保護者の了承を得る。）

- (2) 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、(1)の休養日数と同数以上になるように設定する。
- (3) 休養日の設定に当たっては、保護者の要望なども取り入れながら設定する。
- また、部活動等を欠席したい旨の申し出があった場合についても、適切に対応する。

4 部活動 活動計画

(1) 部活動の数

次の部活動を設置する

部活動名	生徒数	部活動名	生徒数
野 球		水 泳	
ソフトボール		剣 道	
サッカー		柔 道	
陸上競技		吹奏楽	
男子ソフトテニス		ギター	
女子ソフトテニス		美 術	
男子バスケットボール		演 劇	
女子バスケットボール		茶 道	
男子バレーボール		囲碁・将棋	
女子バレーボール		写真・記録	
男子卓球		家庭科	
女子卓球		科 学	
ユースボランティアサービス		※新入生入り次第追加します。	

(2) 活動日時

ア 平日

- ・活動可能曜日 月・火・水・木・金（1日以上休養日を設定）
- ・活動可能時間 ※切り替え時期（2学期中間テストと3月1日）

期 間	完全下校時刻
3月～2学期中間テスト前まで	18:30
2学期中間テスト後～2月末まで	17:30

イ 休日

- ・土曜日、日曜日のうちいずれかで1日以上休養日を設定

ウ 長期休業中

- ・学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日は休養期間とする。

エ 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、3 (1)の休養日数と同数以上になるように設定する。

5 植竹中学校部活動 補足資料

(1) 平日朝練習後の補食について

平日朝練習後に、各部活動顧問監督のもと、補食をとることを認める。

注意点

- ・補食の内容は、家庭が朝練習後の補食として適すると判断した食品（お菓子を除く）とする。市販のものも可とするが、登校途中に購入することは禁止とする。
- ・補食の時間は朝練習の時間内のみとする。
- ・場所は各部が定めた場所とし、ごみは必ず持ち帰る。

(2) 生徒の練習試合、コンクール、公式戦等への移動について

- ・移動については、原則として貸切バスや公共交通機関及び自転車を利用する。その際、教員または保護者が必ず引率する。特に自転車を使用する場合はヘルメットを着用し、安全指導を十分に行う。
※自転車を使用する際は、自転車損害保険に必ず加入すること。

(3) 3年生の部活動引退後の活動参加について

- ・一定の条件を満たしたうえ「部活動参加届」を担任へ提出し、顧問と学年職員の下承を得た場合にのみ、活動に参加することができる。

条 件

- ・引退後も引き続き、選抜チームなどで活動している者。
- ・スポーツ推薦予定者
- ・受検（受験）に、競技の実技試験を要する者。
- ・進学先が決定し、進学先においても競技を継続する者。

さいたま市立植竹中学校長 様

部活動練習参加願い

下記の者が、部活動の練習に参加することを許可願います。練習参加に際しては、顧問の指示に従って適切に参加します。

以下の条件を満たしている者。

- ・引退後も引き続き、選抜チームなどで活動している者。
- ・スポーツ推薦予定者
- ・受検（受験）に、競技の実技試験を要する者。
- ・進学先が決定し、進学先においても競技を継続する者。

記

- 1 参加生徒氏名 _____
- 2 参加部活動名 _____
- 3 参加期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日
(最長 3 月 31 日まで)

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印 _____

緊急連絡先

* 3月31日までの練習については、日本スポーツ振興センターの給付対象になります。